

2024年度

世界連邦に関する政策提言

- 1 国連改革の議論をスタートさせることを日本政府から呼びかけること
- 2 ポストSDGsのための資金調達メカニズムとして国際連帯税およびその運用を行なう国際機関を創設するための議論を国際的にリードすること

令和6年7月24日

世界連邦推進日本協議会

世界連邦運動協会 会長	大橋 光夫
世界連邦日本国会委員会 会長	衛藤 征士郎
世界連邦宣言自治体全国協議会 会長	山崎 善也
世界連邦日本宗教委員会 会長	田中 恆清
世界連邦仏教徒協議会 会長	小池 弘三

1 国連改革の議論をスタートさせることの日本政府からの呼びかけ

ロシアによるウクライナ侵攻やパレスチナの状況など現在の世界情勢は、核の使用や第三次世界大戦への拡大さえ危惧されるほどの極めて危険な状況にある。今こそ、国連の改革と機能強化が喫緊の課題である。

世界連邦日本国会委員会では国連関係者など有識者と共に国連改革について議論してきた。その際に提示された改革案は以下の通りである。参考として示したように、各論ではさまざまな見解があるが、まずはこうした議論を世界的に議論するための公式の会議を行うよう、日本政府から呼びかけることを要請するものである。

そもそも、国連憲章は国連創設 10 年後に再検討するための「全体会議」を行なうことになっていた（憲章 109 条）にもかかわらず、それが無期限延期されていた。今こそ再検討のために動き出すべき時である。

参考 国連改革について提案された改革案の例

<安全保障理事会の構成>

常任理事国の拡大・・・（日本政府もこの立場である）

「準常任理事国」の創設

現在の非常任理事国は任期 2 年で再選まで 5 ～ 6 年待つ必要があるが、任期 4 ～ 8 年で再選可能な「準常任理事国」を創設する。場合により 2 カ国による共同議席を認める。この案は、常任理事国拡大について国連加盟国の 3 分の 2 にあたる 129 カ国の賛成を得られるかという観点、また、選挙で選出されるという正当性の観点からの提案である。

<拒否権行使の制限>

拒否権行使を 2 カ国以上の反対を要件とする

あるいは、1 カ国が拒否権を行使しても、4 分の 3 ないし 5 分の 4 以上の賛成によりオーバーライドできるものとする。

<総会権限の拡大>

国際社会は一部の国によるのではなく、独立国が対等な立場から参加するべきものであるという立場から、国連総会により強い権限を与えるという方向での改革が必要である。

< 国連議員総会の創設 >

国連の諮問機関として、国会議員により構成される「国連議員総会」を創設する。諮問機関・補助機関という位置づけならば、国連憲章 22 条により、国連憲章改正という困難な手続きを踏まずに創設可能である。「政府代表」でなく、選挙により選出された議員が参加することは、国連憲章冒頭の **we, the people** of the United States という語にも合致する。

以上のように各論ではさまざまな見解があるにせよ、まずそうした議論を世界的に議論するための公式の会議を行うよう、日本から呼びかけることを要請する。

2 国際連帯税およびその適切な運用を行なう国際機関の創設

SDGs 並びにポスト SDGs 達成のための資金調達メカニズムとして国際連帯税およびその適切な運用を行なう国際機関を創設するために、現在国際的にはじまっている気候・

開発資金調達のための国際課税に関するタスクフォース等に参加し、国際議論をリードすべきである。

昨年 9 月の国連 SDG サミットにおいて、グテーレス国連事務総長は SDGs の達成率は 15%に過ぎず「危機的状況にある」と発言した。その要因は主に開発途上国での年間 3.9 兆ドルにも及ぶ資金不足にある。

政府は民間資金の活用で対応しようとしているが、民間資金は投資に対するリターンが期待できる分野・国家に投資されがちであり、最も資金を必要とする途上国には投資されにくい。そこで国際連帯税などの公的な資金での対応が必要となる。国家を超えた課題には国家を超えた経済活動からの税制で賄うことが理にかなっている。

〈国内外の状況〉

我が国においては、2010 年度税制改正要望から外務省は国際連帯税を要望しており、2012 年に成立したいわゆる「社会保障と税の一体改革法」でも国際連帯税について検討することが明記されている。しかしながら、外務省は 2021 年度税制改正より国際連帯税要

望を取り下げってしまった。コロナ禍での厳しい経済状況での新税導入に躊躇したことは理解できるが、現在経済状況はすっかり元に戻り、国際連帯税要望を回避する理由はない。

一方、世界に目を転じると、一昨年の第 27 回気候変動枠組条約を機に新しい気候資金の創出が途上国中心に議論され、それが開発資金も含んで国際課税方式による資金創出の議論として具体化、活発化してきている。国際的な議論は、以下の（１）～（３）のような動きがあるが、我が国としてはこれまでの国際連帯税の議論を踏まえ、これに参加しつつ、気候・開発資金創出の議論をリードすべきである。

（１） フランス、ケニア、バルバドスを議長国とする「開発、気候、自然への取組みを強化するための国際課税に関するタスクフォース」（昨年 C O P 28 時に設立）の動き。

（２） 本年の G20 サミット議長国ブラジルが提唱している「飢餓と貧困に抗する世界連合タスクフォース」「グローバル・ミニマム富裕税」の動き。

（３） 国連で議論が進行中の「国連国際租税協力枠組条約」の動き。

〈国際機関によるガバナンス〉

税を徴収しそれを運営費とするには国際機関による適切なガバナンスとアカウントビリティが必要である。国際連帯税関係で言えば、フランスや韓国などが実施している航空券連帯税は国際医薬品購入ファシリティ（UNITAID）という国際機関の財源となっており、同ファシリティのガバナンスは理事となっている拠出国だけではなく、受け取る側の途上国代表や市民社会（NGO、患者コミュニティ）代表も加わり、議事録は全てホームページで公開されている。さらに、第三者評価ということで、理事会に報告を行う独立運営委員会も設置し、アカウントビリティに努めている。上記タスクフォース等においては UNITAID などの機関を参考にすべきである。

以 上